

システム・情報・シミュレーション部会 旅費規程

平成 23 年 2 月 8 日 施行

令和 4 年 4 月 27 日 改定

令和 4 年 11 月 10 日 改定

(目的)

第 1 条 化学工学会システム・情報・シミュレーション部会(以下「SIS 部会」という)が行なう事業等のための旅費、日当等の支給に関して定める。

(適用)

- 第 2 条
1. 旅費、日当及び宿泊費の支給は、原則として SIS 部会学側会員に限る。但し、状況により産側会員に支給できるものとする。
 2. 前項の規定に係わらず、招待講演、特別講演及び講演会等の講師の旅費及び宿泊費の支給の可否については、実行組織で決定する。

(近地交通費)

第 3 条 行事開催所在地の最寄駅から勤務地最寄駅までの片道距離、および、行事開催所在地の最寄駅から自宅までの片道距離の両方が 50 km 以内の場合の近地旅費については別表1に定める旅費を支給する。

(遠地交通費)

- 第 4 条
1. 行事開催所在地の最寄駅から勤務地最寄駅または自宅までの片道距離のいずれかが 50 km を超える場合の遠地旅費については実費あるいは交通費計算ソフトウェア等にて算出した金額を支給する。
 2. 遠地の場合の特急及び新幹線の利用を認め、又 600 km を超える場合は航空機の利用を認める。
 3. 前項の場合の運賃は普通運賃を上限とし、グリーン等は認めない。ただし、招待講演者が 6 時間以上飛行機で移動する場合などには、実費を上限として普通料金を超える額を支給できる。

(日当)

第 5 条 日当は支給しない。

(宿泊費)

- 第 6 条
1. 宿泊を伴う場合は、会員には1泊当り 11,000 円の宿泊費を支給する。宿泊が認められる要件は、日帰りを想定すると自宅の出発が 7 時以前又は自宅への帰着が 23 時以降となる場合である。
 2. 定額を超える場合には、2 万円を上限として理由書と共に請求ができる。請求を認めるかどうかは分科会会計幹事が判断する。

(海外旅費)

第 7 条 SIS 部会より役員が海外出張を行う必要があれば、SIS 部会幹事会で審議の上、化学工学会旅費

規程に準じ、支給できるものとする。

(規程の変更)

第 8 条 本規程の変更は、SIS 部会幹事会の承認を得て行う。

別表1

	開催地／勤務地間もしくは開催地／自宅間距離	
	～25 km	～50 km
片道旅費(円)	1,000 円	1,500 円

附則 本規程は、2022 年 11 月 10 日より施行し、2022 年 4 月 27 日、平成 23 年 2 月 8 日施行の旧規定は廃止する。